

○佐用町人生いきいき住宅助成事業実施要綱

平成25年 3月29日 要綱第26号

改正

平成28年 3月29日 要綱第31号

平成28年12月 1日 要綱第51号

平成30年 3月30日 要綱第18号

佐用町人生いきいき住宅助成事業実施要綱

佐用町人生80年いきいき住宅助成事業実施要綱（平成17年佐用町要綱第41号）  
の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、高齢者及び障害者（以下「高齢者等」という。）が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができる住環境を整備するため、住宅を社会公共財という視点から、高齢者等に対応した既存住宅の改造等に要する経費を助成し、長寿社会に対応した人にやさしい住まいづくりと福祉のまちづくりの理念を実現することを目的とする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、佐用町とする。

（定義）

第3条 この要綱において、「改造」とは、現に存する既設の建築物の構造耐力上主要な部分（建築物の倒壊の防止等を目的とする構造耐力上の面からみて主要な部分で筋交いの入った構造耐力上必要な壁、柱等をいう。）の変更を伴わない新たな部品の取付け及び設備の更新などをいう。

2 この要綱において、「増築」とは一つの施設内にある現に存する既設の建築物の延べ面積を増加させることをいい、「改築」とは現に存する既設の建築物の構造耐力上主要な部分の一部を除去し、間取りの変更を行うことをいう。（以下「増改築」という。）

3 この要綱において、「耐震診断」とは次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」又は一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法

(2) 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）」別添による耐震診断（木造に関する部分を除く。）

(3) 「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）」第3章第8節に規定する構造計算（以下「構造計算」という。）による耐震診断

(4) 第1号から前号に掲げる方法と同等と認められる耐震診断

(5) 次項に規定する「簡易耐震診断」

4 この要綱において、「簡易耐震診断」とは次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 建設省住宅局監修「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」による「わが家の耐震診断」

(2) 国土交通省住宅局監修「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」

による1次診断

(3) 建設省住宅局監修「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断」に基づき一般社団法人兵庫県建築士事務所協会が作成した耐震診断

(4) 建設省住宅局監修「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修基準」に基づき一般社団法人兵庫県建築士事務所協会が作成した耐震診断

(対象世帯)

第4条 助成の対象となる世帯は、町内に居住する世帯（公営住宅に居住する世帯を除くものとする。）で、次の各号のいずれかに該当する者（以下「対象者」という。）が属する世帯（以下「対象世帯」という。）とする。ただし、別表第4に定める世帯階層区分に該当しない場合は、これを対象世帯から除くものとする。

(1) 65歳以上の高齢者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けた者

(3) 療育手帳の交付を受けた者

(4) 介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けた被保険者

(対象経費等)

第5条 助成の対象となる経費は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅改造・一般型 対象世帯（ただし、原則として前条第2号から第4号に該当する者が属する世帯は除く。）が既存住宅を高齢者等に配慮した住宅に改造する場合で、次のアに掲げる要件を備えた改造工事を行う場合、助成の対象となる経費は、別表第1に定める助成対象工事に要する経費で、改造箇所ごとの助成対象限度額を超えない範囲とし、ア及びイに掲げる要件を備えた改造及び増改築工事を行う場合（以下「増改築・一般型」という。）にあつては、これらの額のほか別表第2に定める助成対象工事に要する経費で助成対象限度額を超えない範囲の額を加えたものとする。

ア 別表第1に定める改造箇所のうち、原則として2箇所の手すり取付け又は屋内の段差解消を行うこと。

イ 対象者用居室等の増改築を伴う場合で、浴室（洗面所を含む。）、便所、高齢者等のための寝室及びそれらを結ぶ経路について、別表第1に定める助成対象工事のうち手すりの取付け又は屋内の段差解消を備えた高齢者等に配慮した改造を行うこと。

(2) 住宅改造・特別型 前条第2号から第4号までに該当する者で、生涯にわたり自宅での生活を希望する者が属する世帯が、その身体状況に応じた既存住宅の改造を行う場合、助成の対象となる経費は、前号の規定にかかわらず、住まいの改良相談員が現地確認の上、住宅改造の必要性・緊急性等を評価し、必要と認める範囲の改造に要する経費で次に掲げる条件を満たす額とし、対象者用居室等の増改築を伴う住宅改造を行う場合（以下、「増改築・特別型」という。）にあつては、これらの額のほか、当該増改築工事に要する経費で150,000円に増改築面積（㎡）を乗じた額を超えない範囲の額を加えたものとする。

- ア 前条第2号に該当する者が属する世帯では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）に基づく地域生活支援事業の住宅改修費の給付対象となる場合は、当該事業の住宅改修費を含む額
  - イ 前条第4号に該当する者が属する世帯では、介護保険制度の居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費を含む額
  - ウ 別表第3に定める改造箇所ごとに当該箇所の助成対象限度額を超えない額。ただし、重度身体障害者等の属する世帯にあっては、住まいの改良相談員等がその必要性を判断し、ケース会議等に諮った上で認める場合は、この限りでない。
- 2 対象世帯が集合住宅の場合にあっては、専用部分の住宅改造に限り適用するものとし、賃貸住宅の場合にあっては、家主の許可・承認を得ていることを条件とする。
- 3 次の各号に掲げる全てに該当する戸建て住宅については、原則として耐震診断を受けなければ、第1項の対象経費に係る助成を受けることができない。
- (1) 昭和56年5月以前に建築された住宅
  - (2) 次に掲げる工法に該当しない住宅
    - ア 枠組壁工法
    - イ 丸太組工法
    - ウ 「建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）」による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法
  - (3) 平成12年度から平成14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」による耐震診断を受けていない住宅
  - (4) 過去に耐震診断を受けていない住宅
  - (5) 延べ面積の半分以上が居住の用に供されている住宅
- 4 前項に規定する住宅について、第1項に規定する住宅改造と合わせて簡易耐震診断を受ける場合には、簡易耐震診断に係る経費のうち対象世帯又は対象所有者が負担する経費を対象経費として助成する。
- (同居促進のための特例)
- 第6条 対象者と同居しようとする世帯が、対象者と同居するため対象者用居室等の増改築を伴う住宅改造を行う場合には、当該世帯を第4条に定める対象世帯とみなすことができるものとする。ただし、別表第4に定める世帯階層区分に該当しない場合は、これを対象世帯から除くものとする。
- (助成額)
- 第7条 対象世帯が対象者用居室等の増改築を伴わない住宅改造を行う場合、1世帯につき、改造に要した第5条第1項の規定により算出した対象経費の額と1,000,000円を比較して少ない方の額から、以下に定める額を控除した額に、別表第4に定める世帯階層区分に応じたバリアフリー改造の欄に定める助成率を乗じて得た額を助成するものとする。
- (1) 第4条第2号に該当する者が属する世帯で、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の住宅改修費の給付対象となる世帯では、当該住宅改修費給付

限度額（200,000円未満の場合は200,000円となる）

(2) 第4条第4号に該当する者が属する世帯では、介護保険制度の居宅介護住宅改修費限度額又は介護予防住宅改修費限度額

- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第2号に該当する者が属する世帯で前項第1号の対象とならない者を含む世帯又は同条第3号に該当する者を含む世帯で、別表第4に定める助成率が3/3の世帯階層区分に属する世帯にあつては、対象経費の1割と介護保険制度の居宅介護住宅改修費限度額又は介護予防住宅改修費限度額相当額の1割のいずれか少ない額を控除した額を助成するものとする。
- 3 対象世帯が増改築・一般型又は増改築・特別型を行う場合、1世帯につき、前2項のほか、増改築工事に要した第5条の規定により算出した対象経費の額と1,500,000円を比較して少ないほうの額に、1/3を乗じて得た額を助成するものとする。
- 4 住宅改造と合わせて簡易耐震診断を行う場合においては、第1項中「1,000,000円」とあるのは「1,000,000円から第5条第4項に規定する簡易耐震診断に係る対象経費と別表4に掲げる世帯階層区分に応じ同表の簡易耐震診断の欄に定める助成額を比較して少ない方の額（以下この項において「簡易耐震診断助成額」という。）を控除した額」と、「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に簡易耐震診断助成額を加算した額」とする。

（特別加算助成）

第8条 対象世帯が町内に主たる事業所を有する施工業者を利用した場合は、次に定める額から前条で算出された助成額を控除した額に1/5を乗じて得た額と特別加算限度額100,000円を比較して少ないほうの額を特別加算として助成するものとする。ただし、対象世帯が経営する施工業者については、本条の助成から除くものとする。

- (1) 住宅改造・一般型は、第5条第1項第1号により算出した対象経費の額又は第5条第4項の例による場合はその対象経費を加えた額と1,000,000円を比較して少ないほうの額
- (2) 住宅改造・特別型は、第5条第1項第2号により算出した対象経費の額又は第5条第4項の例による場合はその対象経費を加えた額と1,000,000円を比較して少ない方の額から前条第1項第1号又は第2号に定める額を控除した額
- (3) 増改築・一般型は、第1号により算定した額に増改築工事に要した第5条第1項第1号の規定により算出した対象経費の額と1,500,000円を比較して少ないほうの額を加えた額
- (4) 増改築・特別型は、第2号により算定した額に増改築工事に要した第5条第1項第2号の規定により算出した対象経費の額と1,500,000円を比較して少ないほうの額を加えた額

2 前条第2項に該当する世帯にあつては、これを本条の対象世帯から除くものとする。

（申請）

第9条 本事業の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、人生いきいき住宅助成事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて

町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅改造工事計画書（工事前及び計画図面）
- (2) 工事見積書（工事部位ごとの金額内訳があるもの）
- (3) 工事承認書（様式第2号）
- (4) 世帯の所得や課税状況等を証する書類
- (5) 改造箇所の工事前写真（撮影日があるもの）
- (6) 住宅改修が必要な理由書（介護保険と一体的に実施する場合）
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 申請者は、世帯の所得や課税状況等について、町が調査することに同意する場合は、世帯の所得・課税状況等の調査に関する同意書（様式第3号）を提出するものとする。この場合、前項第4号の書類を提出する必要はない。

（決定及び着手）

第10条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その申請内容を審査し、住宅改造や増築の必要性を検討し、予算の範囲内で助成の可否を決定するとともに、人生いきいき住宅助成事業助成金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。ただし、住宅改造・特別型及び増改築・特別型の審査については、住まいの改良相談員等をもって申請者の身体状況、家屋状況等を調査するものとする。

2 申請者は、前項の規定による通知を受けた日以後でなければ、改造工事に着手してはならない。

3 同条第1項の住まいの改良相談員等は、次に掲げる資格を有する者とする。ただし、やむを得ずいずれかの職種の改良相談員が設置できないときは、当該職種の専門家が代替してこれを評価し、及び確認を行うものとする。

- (1) 社会福祉士又は介護福祉士
- (2) 理学療法士又は保健師
- (3) 建築士

（変更届）

第11条 前条の第1項、2項により決定通知を受けた後に工事内容等の変更が生じた場合は、申請者は人生いきいき住宅助成事業変更申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、速やかに町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 住宅改造工事変更計画書（変更計画図面）
- (2) 工事変更見積書（工事部位ごとの金額内訳があるもの）
- (3) 改造箇所の工事前写真（撮影日があるもの）
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定するとともに、人生いきいき住宅助成事業助成金変更交付決定（却下）通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

（完了報告及び助成金の交付）

第12条 第10条又は第11条の規定により助成の決定を受けた申請者は、工事完了後、速やかに人生いきいき住宅助成事業完了報告書（様式第7号）に、次に掲げ

る書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、完了報告書は第9条に定める申請をした年度内に提出するものとする。

- (1) 工事代金領収書
- (2) 工事内訳書（工事部位ごとの金額内訳があるもの）
- (3) 改造箇所の工事後の写真（撮影日があるもの）
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による届出があった場合は工事内容を審査・確認し、助成金の額を確定し、人生いきいき住宅助成事業助成金確定通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 町長は、助成金の額を確定したときは、申請者の請求に基づき助成金を交付するものとする。

（助成決定の取消し及び助成金の返金）

第13条 町長は、助成の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為により助成の決定を受けたとき
- (2) 工事を町長の承認なしに変更し、中止し、又は廃止したとき
- (3) その他この要綱に違反したとき

2 町長は、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る助成金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（関係機関との連携）

第14条 町長は、保健・医療・福祉・建築等の関係機関との連携を図りながら、本事業を推進していくものとする。

（介護保険制度等の優先使用等）

第15条 住宅改造において、第4条第2号の対象となる世帯で、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の住宅改修の対象となる者を含む世帯にあつては、当該住宅改修を優先して行うものとし、対象工事の実施に当たっては、一体的に行うものとする。ただし、対象者に障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の住宅改修の対象となる工事の必要がない場合は、この限りでない。

2 住宅改造において、第4条第4号の対象となる世帯にあつては、介護保険の居宅介護住宅改修又は介護予防住宅改修を優先して行うものとし、対象工事の実施に当たっては、一体的に行うものとする。ただし、対象者に介護保険の居宅介護住宅改修又は介護予防住宅改修の対象となる工事の必要がない場合は、この限りでない。

（その他）

第16条 当該事業の助成を受けた世帯は、再度当該事業の助成を受けることはできない。また、他の助成事業と重ねて当該事業の助成を受けることはできない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、再度当該事業の助成を認めることができるものとする。

- (1) 身体機能の低下等により、その状況に合わせた改造が特に必要と認められる場合
- (2) 当該事業の助成を受けた世帯で、新たな対象者が生じ、その状況に合わせ

- た改造が特に必要と認められる場合
- (3) 住宅改造・特別型について著しく要介護状態が重くなった場合等で、以前に受給した介護保険制度の居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の額にかかわらず、改めてその時点での支給限度基準額までの住宅改修費の受給が可能となった場合
- (補足)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日要綱第31号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月1日要綱第51号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

改造箇所	助成対象工事	標準単価 (円)	助成対象限度額 (円)	
浴室・洗面所	浴室出入口の 段差解消	(1) 浴室床面のかさ上げ	52,000	400,000
		(2) すのこの設置	23,000	
	開口幅の確保のための間仕切り壁の改造	88,000		
	中折り戸・引き戸への取替え	90,000		
	手すりの取付け	45,000		
	浴室へのシャワーの取付け	250,000		
	サーモスタット式混合栓、レバー式水栓等への取替え	40,000		
	浴槽の取替え	88,000		
	浴室への介助用電動吊具の取付け (移動式を除く)	—		
	カウンター型洗面台への取替え	152,000		
	ドアガラスのプラスチックガラス等への取替え	24,000 (/m <sup>2</sup> )		
	非常用ブザーの取付け	38,000		
	位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え	3,000		
	段差解消のための洗面所の床の張り替え	15,000 (/m <sup>2</sup> )		
	段差解消のための洗面所の開き戸 (レバーハンドル等が設置されているもの	30,000		

	に限る。)、引き戸の取替え		
便所	開口幅の確保のための間仕切り壁の改造	75,000	300,000
	段差解消のための床の張り替え (/㎡)	15,000	
	引き戸への取替え	60,000	
	段差解消のための開き戸(レバーハンドル等が設置されているものに限る。)、引き戸の取替え	30,000	
	手すりの取付け	34,000	
	レバーハンドル錠等への取替え	11,000	
	和便器から洋便器への取替・洋便器の設置(既存の洋便器の取替は除く)	186,000	
	人感センサー機能付便器洗浄装置の取付け	50,000	
	暖房便座用電源コンセントの設置	55,000	
	非常用ブザーの取付け	39,000	
	人感センサー照明スイッチへの取替え	15,000	
	位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え	3,000	
	手洗いの人感センサー機能付水栓への取替え	50,000	
	玄関	開口幅の確保のための間仕切り壁の改造	
上がりがまちの段差解消のための式台の設置		20,000	
上がりがまちの足元灯の設置		44,000	
玄関から道路までの通路の段差解消(スロープ化又は階段昇降機の取付け)		—	
玄関から道路までの通路への足元灯の設置		55,000	
手すりの取付け(玄関から道路までの通路への手すりを含む。)		23,000	
レバーハンドル錠等への取替え		12,000	
濡れても滑らない材料への取替え		14,000	
開き戸式の場合のドアクローザーの設置		15,000	
人感センサー照明スイッチへの取替え		15,000	

	位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え	3,000	
廊下・階段	階段部への滑り止めの取付け	21,000	100,000
	階段の蹴込み板の取付け	50,000	
	階段昇降機の取付け（1階に高齢者等の居室を作れない等やむを得ない場合に限る。）	—	
	足元灯の設置	44,000	
	三路スイッチの取付け	22,000	
	人感センサー照明スイッチへの取替え	15,000	
	位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え	3,000	
	手すりの取付け	15,000 (/m)	
	段差解消のための廊下の床の張り替え	15,000 (/m <sup>2</sup> )	
居室	出入口の段差解消	35,000	100,000
	段差解消のための床の張り替え	15,000 (/m <sup>2</sup> )	
	段差解消のための開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る。）、引き戸の取替え	30,000	
	開き戸から引き戸又は折り畳み戸への改造	65,000	
	開口幅の確保のための間仕切り壁の改造	56,000	
	畳からフローリングへの床の張り替え	14,000 (/m <sup>2</sup> )	
	冷暖房用スリーブの設置	11,000	
	冷暖房用電源コンセントの設置	55,000	
	位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え	3,000	
	台所	段差解消のための床の張り替え	
段差解消のための開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る。）、引き戸の取替え	30,000		
流し台の改造	150,000		
レバー式水栓等への取替え（混合式も	35,000		

	可)		
	レバーハンドル錠等への取替え	11,000	
	位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え	3,000	

(注) 上記部位のうち原則として2箇所の手すり取付け又は屋内の段差解消を行う場合に適用する。助成対象額は、1,000,000円を限度とし、各部位についても上記の助成対象限度額の範囲内とする。標準単価は、RC集合住宅における改造工事費用の概算額による。

別表第2 (第5条関係)

増改築・一般型に係る助成対象工事

改造箇所	助成対象工事	助成対象限度額	
玄関	高齢者等のために行う対象部位の増改築に係る工事	150,000円/m <sup>2</sup> ×増改築部分面積	1,500,000円
寝室	高齢者等のために行う対象部位の増改築に係る工事		
浴室	高齢者等のために行う対象部位の増改築に係る工事		
便所	高齢者等のために行う対象部位の増改築に係る工事		
高齢者等のために行う寝室などへのミニキッチンの取付けに係る工事		300,000円	

(注) 浴室(洗面所を含む。)、便所、高齢者のための寝室及びそれらを結ぶ経路について、別表第1に定める助成対象工事のうち手すりの取付け又は屋内の段差解消を満足する高齢者等に配慮した住宅に改造しなければならない。

別表第3 (第5条関係)

住宅改造・特別型に係る助成対象限度額

(単位：千円)

改造箇所	助成対象限度額
浴室・洗面所	450
便所	240
玄関	180
廊下・階段	160
居室	190
台所	160

別表第4 (第4条、第6条、第7条関係)

		世帯階層区分	バリアフリー 改造	簡易耐震診断
			助成率	助成額 上段：木造 下段：非木造
住宅改造・ 一般型	A	生計中心者が給与収入のみの者で前年分の給与収入金額が、800万円以下の世帯、又は生計中心者が給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が、600万円以下の世帯	1 / 3	1,000円 2,000円
	B	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯含む。）	3 / 3	3,090円 6,240円
住宅改造・ 特別型	C	生計中心者が当該年度分市町村民税非課税の世帯	9 / 10	3,000円 6,000円
	D	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市町村民税均等割のみ課税の世帯	9 / 10	
	E	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市町村民税所得割及び均等割課税の世帯	2 / 3	2,000円 4,000円
	F	生計中心者の前年分所得税額が7万円以下の世帯で、住宅改造・一般型で定める所得を超える者を除く	1 / 2	
	G	生計中心者の前年分所得税額が7万円を超える世帯で、住宅改造・一般型で定める所得を超える者を除く	1 / 3	

（注1）「給与収入金額」とは、住民税納税通知書等の支払給与の総額（税込み年収）をいい、「所得金額」とは、納税証明書等の所得金額をいう。ただし、所得税法上の譲渡所得、一時所得、雑所得、退職所得及び山林所得の所得金額を含まないものとする。

（注2）「所得税額」とは所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- （1） 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- （2） 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項
- （3） 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第

12条（注3）申請書が、1月から6月までの間に受理された場合にあつては、「前年分の所得税」とあるのは「前々年分の所得税」とし、申請書が4月から6月までの間に受理された場合にあつては、「当該年度分の市町村民税」とあるのは「前年度分の市町村民税」とする。

年 月 日

佐用町長 様

申請者 住所

氏名 ㊟

電話番号

対象者との続柄（ ）

**人生いきいき住宅助成事業助成金交付申請書**

佐用町人生いきいき住宅助成事業実施要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

希望する助成制度	<input type="checkbox"/> 一般型 <input type="checkbox"/> 特別型 <input type="checkbox"/> 増改築型 <input type="checkbox"/> 町内施工業者の利用				
フリガナ			生年月日	年 月 日生（ 歳）	
対象者氏名					
住所	〒		電話番号		
対象者の状況	要支援（ ） 要介護（ ） 身体障害者手帳（ 級） 療育手帳（ 判定） 65歳以上				
一体的に実施する制度	<input type="checkbox"/> 介護保険制度の住宅改修 <input type="checkbox"/> 障害者総合支援法の地域生活支援事業 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
住宅所有者	氏名		対象者との続柄（ ）		
簡易耐震診断の併用	<input type="checkbox"/> あり：昭和56年5月以前に着工され、簡易耐震診断を受けたことがない住宅 <input type="checkbox"/> なし：昭和56年6月以後に着工した住宅又は、昭和56年5月以前の着工で簡易耐震診断を受けている住宅 <input type="checkbox"/> 簡易耐震診断不適合（理由 ）				
住宅の種別	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅（アパート、マンション等）				
改造箇所	<input type="checkbox"/> 浴室・洗面所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> 廊下・階段 <input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
主な改造内容	<input type="checkbox"/> 手すりの取付 <input type="checkbox"/> 段差解消 <input type="checkbox"/> 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え <input type="checkbox"/> 洋式便器等への便器の取替え <input type="checkbox"/> その他附带して必要となる住宅改修 <input type="checkbox"/> その他 下記のとおり（ ）				
家族の状況	氏 名	年 齢	対象者との続柄	職 業	備 考
施工業者名			電話番号		
代表者名			改修費用	円	
住所					

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

佐用町長 様

(住宅所有者)

住 所

氏 名

印

### 工 事 承 認 書

私は、下記の住宅に\_\_\_\_\_が、人生いきいき住宅助成事業及び一体的に実施する制度の住宅改造を行うことを承諾します。

### 記

改造する住宅の所在地 \_\_\_\_\_

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

佐用町長 様

(申請者)

住 所

氏 名

印

### 世帯の所得・課税状況等の調査に関する同意書

人生いきいき住宅助成事業助成金交付申請に関して、世帯の所得・課税状況等について、佐用町が調査とすることに同意いたします。

様

佐用町長

印

**人生いきいき住宅助成事業助成金交付決定(却下)通知書**

佐用町人生いきいき住宅助成事業実施要綱第10条の規定により申請のあった助成事業について、下記のとおり助成金の交付を決定したので通知します。

記

1 決定

決定番号				
助成決定の種類	一般型	特別型	増築型	簡易耐震診断の申請者負担金
改修費用				
助成対象額 (A)				
助成率 (B)	1 / 3	1 3 / 3 2 9 / 10 3 9 / 10 4 2 / 3 5 1 / 2 6 1 / 3	1 / 3	上記負担金と簡易耐震診断の助成額を比較して少ない方の額
助成金 決定額 (C) (A) × (B) = (C)				
特別加算助成対象額 (D) (A) - (C) = (D)				
特別加算助成対象額合計 (E) (D) の合計 = (E)		特別加算助成率 (F)		1 / 5
特別加算助成金 決定額 (G) (E) × (F) の額と特別加算助成限度額10万円のどちらか少ない額				

助成金決定額 合計 (C)+(G)	円
-------------------	---

2 却下

却下理由
------

※ 決定の場合は、工事に着手し、住宅改造工事終了後、速やかに人生いきいき住宅助成事業完了報告書を提出してください。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐用町長に対して異議申し立てをすることができます。

年 月 日

佐用町長 様

(申請者)

住所

氏名

印

人生いきいき住宅助成事業変更申請書

年 月 日付け 第 号で助成金交付決定のありました  
人生いきいき住宅助成事業の工事内容に変更が生じたので、実施要綱第11条の規定  
により関係書類を添えて申請します。

記

希望する 助成制度	<input type="checkbox"/> 一般型 <input type="checkbox"/> 特別型 <input type="checkbox"/> 増改築型 <input type="checkbox"/> 町内施工業者の利用			
フリガナ			生年月日	年 月 日生(歳)
対象者氏名				
住所	〒			電話番号
対象者の状況	<input type="checkbox"/> 要支援( ) <input type="checkbox"/> 要介護( ) 身体障害者手帳(級) 療育手帳(判定) 65歳以上			
一体的に 実施する制度	<input type="checkbox"/> 介護保険制度の住宅改修 <input type="checkbox"/> 障害者総合支援法の地域生活支援事業 <input type="checkbox"/> その他			
住宅の所有者	氏名 対象者との続柄( )			
簡易耐震診断 の併用	<input type="checkbox"/> あり：昭和56年5月以前に着工され、簡易耐震診断を受けたことがない住宅 <input type="checkbox"/> なし：昭和56年6月以後に着工した住宅又は、昭和56年5月以前の着工で簡易耐震診断を受けている住宅 <input type="checkbox"/> 簡易耐震診断不適合(理由 )			
住宅の種別	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅(アパート、マンション等)			
改造箇所	<input type="checkbox"/> 浴室・洗面所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> 廊下・階段 <input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> その他( )			
主な改造内容	<input type="checkbox"/> 手すりの取付 <input type="checkbox"/> 段差解消 <input type="checkbox"/> 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え <input type="checkbox"/> 洋式便器等への便器の取替え <input type="checkbox"/> その他附帯して必要となる住宅改修 <input type="checkbox"/> その他 下記のとおり ( )			
変更の理由				
施工業者名		電話番号		
代表者名		改修費用	円	
住所				

- 添付書類 (1) 住宅助成工事変更計画書(変更計画図面)  
 (2) 工事変更見積書(工事部ごとの金額内訳があるもの)  
 (3) 改造箇所の工事前の写真(撮影日があるもの)  
 (4) その他町長が必要と認める書類

様

佐用町長

印

**人生いきいき住宅助成事業助成金変更交付決定（却下）通知書**

佐用町人生いきいき住宅助成事業実施要綱第11条の規定により変更申請のあった助成事業について、下記のとおり助成金の交付を決定したので通知します。

記

1 決定

変更交付決定番号	(変更前決定番号)			
助成決定の種類	一般型	特別型	増築型	簡易耐震診断の申請者負担金
改修費用				
助成対象額 (A)				
助成率 (B)	1 / 3	1 3 / 3 2 9 / 10 3 9 / 10 4 2 / 3 5 1 / 2 6 1 / 3	1 / 3	上記負担金と簡易耐震診断の助成額を比較して少ない方の額
助成金 決定額 (C) (A) × (B) = (C)				
特別加算助成対象額 (D) (A) - (C) = (D)				
特別加算助成対象額合計 (E) (D) の合計 = (E)		特別加算助成率 (F)		1 / 5
特別加算助成金 決定額 (G) (E) × (F) の額と特別加算助成限度額10万円のどちらか少ない額				

助成金決定額 合計 (C)+(G)	円
(変更前決定額)	円

2 却下

却下理由
------

※ 決定の場合は、工事に着手し、住宅改造工事終了後、速やかに人生いきいき住宅助成事業完了報告書を提出してください。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐用町長に対して異議申し立てをすることができます。